

生きられる宗教と宗教学 ——イスラーム研究再考——

塩尻 和子

1. 中東民主化ドミノにみる宗教性

チュニジアに始まり、エジプト、リビアへと移り、紆余曲折をへながらもそれぞれの長期独裁政権を転覆させ、同時に周辺のイエメン、シリア、ヨルダン、バハレーンなどのアラブ諸国でも反政府運動を引き起こしたことで中東の「民主化ドミノ」とよばれる現象を宗教学からみた場合、そこに何が見えてくるのか、考えてみたい¹。

2011年は北アフリカから中東一帯にかけて、市民を中心とする社会変革が広がる年となった。口火を切ったのはチュニジアの市民革命で、1月14日には23年間君臨したベン・アリー大統領が国外へ脱出、2月11日にはエジプトでムバーラク大統領が辞任し、30年間にわたった独裁政権が崩壊した。その余波をうけて、はやくも2月15日には、リビアの東部都市、ベンガジで反体制デモが拡大し、瞬く間にキレナイカ地方一帯に広まり、ついに8カ月後の10月20日、カッザーフィーを殺害するにいたった。

民社化を求める民衆蜂起は、今なお、燎原の火のように広がっている。中東地域には、君主制を敷いている国を別にしても、共和制を採りながら独裁的な長期政権を戴く国家が多い。エジプトやリビアだけでなく、立憲君主制のヨルダンやバハレーンでも、チュニジアの暴動を契機として、物価安定、失業問題の解決、言論の自由、平等な市民権などを求めて市民デモが起きているのである。

もともと中東北アフリカの国々は、20世紀初頭までオスマン帝国の領土内にあつて、それぞれが地域に特化した半独立の自治政権を敷いていたが、現在のようないくつかの国民国家の体制を取ってはいなかった。やがてオスマン帝国の弱体化に伴って西洋列強の植民地となり、その後、第一次世界大戦から第二次世界大戦にかけて旧宗主国から独立した国々である。現在の「国境線」は国民国家の独立に際して人工的に設定されたものである。

グローバル化した世界の中では、通信手段の発達によって、あらゆる情報が一瞬にして世界を席卷する。2010年12月にチュニジアの地方都市で起こった青年の焼身自殺という衝撃的な事件が、インターネットに乗って世界中に伝えられ、これまで抑圧されていた若者や一般市民が、権力による迫害を恐れず声を上げることを止めなかった。これまで独裁者側を支援してきた欧米諸国も、もはや独裁政権を守ることができず、手のひらをかえずように市民の側に立ったのである。いいかえると反政府運動が、当初は政治的イスラーム集団によって主導された運動ではなかったために、欧米諸国が市民の側を承認することができた、ということもできよう。しかし、それは反政府運動の表面的で一時的な様相に過ぎなかったことが、すぐに判明したのだった。

アラブの民主化ドミノには、1911年にイタリアによるリビアの植民地化から始まった西洋列強の北アフリカ支配と独裁の長い歴史を振り返り、イスラームを国教とする自国にふさわしい民主主義を打ち立てようとする市民の意識が働いていることを忘れてはならない。

私は、2012年12月下旬、年末も近づいてきたころに、7年ぶりにエジプトを訪問した。滞在中にクリスマスが終わったが、コプト正教徒が祝う1月6日の公現祭まで一連の教会行事が続く

ので、クリスマスの装飾は1月中旬まで続けられる。2011年2月に民衆蜂起が起こり、初めてともいえる民主的な総選挙の結果、イスラーム色の強い自由公正党が政権を握ったエジプトでも、都市の商店街やホテル・レストランなどではクリスマスの飾りつけが輝いていた。しかも、ムスリムの家庭にも、互いに贅を競うかのように、クリスマスツリーなどが飾られていた。ほとんどの国民が仏教を信仰する日本でも、商店街でも家庭でも盛大にクリスマスを祝う装飾が施されるのと似ているかもしれないが、イスラームにとっては同じ聖書を共有する啓示宗教であるキリスト教は、さらに身近な存在である。しかし、身近な存在であるということには、共存と相克が入り乱れる危険性が大きいという点で、長所もあれば欠点もある²。

民衆蜂起による民主化からまもなく2年になるが、かろうじておおよげに政府を批判することが許容されただけで、期待された政治の民主化も、若者たちが待ち望む経済改革も雇用の安定も、ほとんど実現されていない。政治的および経済的混乱に対する不満はたびたび爆発するようで、私の帰国後も新聞報道によれば、エジプトではサラフィー主義者といわれるイスラーム厳格派の台頭が脅威となっているようである³。サラフィー主義者はヌール党という政党を結成し、2011年から2012年にかけて実施された初めての人民議会選挙でイスラミスト・ブロックを構成し、498議席のうち127議席を獲得して、ムスリム同胞団が率いる自由公正党に次ぐ第2の政党となっているが、若者たちは改革の実現が待てないのであろう。しかし、私が実際に目にしたエジプトの大都市は、新聞報道とは異なり、デモもなく平静で、サラフィー主義者による風俗の取り締まりも見られず、人びとは「以前の方がよかった」とつぶやきながらも、落ち着いて遅く生きているようにみえた。

新政権による新憲法は人民議会から選出された憲法制定委員会によって起草され、12月15日と22日にわけて実施された国民投票により64%の支持を得て承認されたが、投票率はわずか32%しかなかった⁴。新憲法の条文は全体的にイスラーム中心主義的であるということもなく、以前の憲法の内容と比べても、差異は少ない。若者の間で問題となっていることは、最高憲法裁判所の長官と判事の任命権を大統領が掌握するという条項⁵を盛り込むことによって、大統領の権限を以前の独裁政権よりもさらに強大にしようとした点である。しかし、これに逆転するもう一つの問題は、一般庶民の間では憲法草案を支持することがイスラームに忠実であり、反対することが世俗的であると受け取られている点である。世俗的であるということは、信仰心が乏しいか、背教的であるとみられかねない深刻な問題となる。

エジプトだけでなく、イスラーム教徒が多く住む国・地域では、政治であれ経済であれ、公的な問題であれ家庭内の私的なものもつれであれ、最終的にはイスラームに従っているかどうかで正当か否かが判断される。本来、教義や信仰とは関わりのない領域の問題であっても、それがイスラーム的であるかどうかは、きわめて大きな最終判断となる。個人も社会も集団も国家も、イスラームに従っているか否かを問うことが重大問題となる。

一般に宗教の解釈は、教義や典礼、戒律などについて、時代や地理的条件だけでなく、同時代の同じ場所であっても人々がおかれている状況によって異なるものであり、じつに信者一人一人によって判断が相違するといっても過言ではない。そのなかで、ある一定の判断を正当とみなし、他方を不正として退けることは、当然、起こりうることである。しかし、現実の生活のなかで自らの行為や判断が、自分が信仰する宗教に照らして正当か不正かと判断されることがあるとして

も、それが生死をわける究極的関心事となることは、ほとんどない。

2. ムスリム同胞団

エジプトの歴史の中で、民主的な選挙で選ばれた最初の大統領ともいえるムルシー大統領は、就任式前にカイロ大学で行なった演説で、「すべてのエジプト人は法の前で平等である」として、副大統領に女性やコプト教徒を指名する用意があると発表していた。エジプトで最大のイスラーム集団、ムスリム同胞団の代表としてではなく、エジプト人の代表として政治を行なうと約束したのであるが、新憲法を見る限り、彼の主張は大きく後退している。

ムルシー大統領は、南カリフォルニア大学で学位を取り、アメリカで教職に就いた後、2000年から2005年まで無所属で国会議員を務めていた⁶。その後、2010年までエジプトのザガジグ大学で工学部教授を務めていた研究者でもある。5人の子供のうち、2人はアメリカ国籍を持つ。もともと、ムスリム同胞団の最有力候補であったシャーティルが出馬資格を取り消されたため、ムルシーが最終候補に浮上したが、そのために政治手腕を疑問視する向きもあり、政権運営にはシャーティルらムスリム同胞団の影響力が当然視される。

穏健派のイスラーム集団と言われながらも、これまで政府によって激しい弾圧の対象となり、非合法化されてきたムスリム同胞団から、大統領が出た、ということは、エジプトの歴史上にも、きわめて特筆されることである。

エジプトのムスリム同胞団は、ハサン・バンナーによって創設され、サイド・クトゥブによって発展した⁷。

ハサン・バンナー（1906-1949）はエジプトの近代的教員養成学校ダール・アル＝ウルームを卒業して教師をしていた。学生時代からイスラーム復興に関心をもち、1922年のオスマン帝国の滅亡とそれに伴うカリフ制の廃止、西洋列強の進出などに危機感を抱き、1928年に勤務していたイスマエーリーヤでムスリム同胞団を結成した。同胞団は32年に彼の転勤を機にカイロへ本部を移した。当初はサラフィー主義（イスラーム原点回帰）だけでなく、スポーツ、知的・文化的活動、経済活動など含んだ総合的な社会運動を目指しており、1940年代にはエジプトで最大の政治組織となった。しかし、次第に政治結社の色彩を強め、組織防衛のための秘密機関が独走を始め、当時の首相を暗殺したために、翌年49年にその報復としてバンナーが秘密警察によって暗殺された。

バンナーは精神的ジハード（大ジハード）が戦闘的ジハード（小ジハード）に優越するという伝統的な見解を拒否して、これまで侵略されてきたムスリムの地を守るために、侵略者に抵抗するジハードは全ムスリムの義務であると主張した。こうして、ジハードに新しい意味が付与されることになった。

サイド・クトゥブ（1906-1966）は上エジプト、アシュート近くの村に生まれた。カイロで教員養成学校を卒業した後、教育省に勤務しながら著述業、文芸評論家として早くから名を成していた。アメリカのスタンフォード大学に留学して教育修士号を取得したが、この滞米経験が彼を宗教復興運動へと向かわせるきっかけとなった。クトゥブはアメリカへ留学するまでは近代主義者であり、西洋文明を崇拝していた。しかし、彼がアメリカで受けたカルチャーショックは、彼をより宗教的にし、西洋の倫理的退廃を確信させることになった。アメリカの物質主義、性的寛

容さと放縦な性行動、アルコールの摂取と濫用、さらに彼自身がその浅黒い肌によって経験した人種差別的待遇など、これらはすべて彼を驚愕させ、失望させたのである。

エジプトに帰国後まもなく、彼はムスリム同胞団に加入した。彼はすぐに頭角を現し、抑圧的なエジプト政府との次第に激化する闘争の中で、もっとも影響力のあるイデオログとなっていった。彼は生涯に 40 冊を超える著作を出版し、その多くがペルシア語や英語に翻訳されて広く配布された。当時の大統領ナーセルの暗殺計画に加担した嫌疑で 10 年に及ぶ獄中生活と拷問の日々を耐えたが、その間にも多くの著作を行った。革命的急進的なイスラーム改革を著した『道標』や、クルアーン解釈書『クルアーンの陰で』などは国際的にも高い評価を受けている。クトゥブが 1966 年に死刑判決をうけたとき、イスラーム世界各地から助命嘆願が寄せられるほど、彼はイスラーム文化人として尊敬と信頼を勝ち得ていた。

なお、ハサン・バンナーの孫、ターリク・ラマダーン（現オックスフォード大学教授）は、ヨーロッパに住むムスリムは、それぞれの国のよき市民であれと説き、ヨーロッパに住むイスラーム教徒が平和的に共存できる方策を理論化しようとしている⁸。

3. エジプトの新憲法とアズハルの権威

エジプトの新憲法は、以下にみるように、国民に信教の自由を保障している。しかし、保障されているのはイスラームのほかはユダヤ教とキリスト教という「啓示宗教」だけのようにみえる。関係する条項を抜き出してみる⁹。

第 1 部第 1 章第 3 条

エジプト国民におけるキリスト教徒とユダヤ教徒については、彼らの法の諸原則が、彼らの身分法、宗教的な事柄、精神的指導者の選出を規定する法の制定における主要な法源となる。

第 1 部第 2 章第 43 条

信教の自由は、保障される。

国家は、宗教的儀礼の実践と、啓示宗教のための礼拝施設の設置の自由を保障する。これらは法律の規定に従う。

言い換えると、憲法は正式にはイスラームのほかにはユダヤ教とキリスト教だけを認めており、歴史的な「保護民政策」¹⁰を彷彿とさせる条文になっている。

さらに注目される点は、イスラーム法の権威としてアズハル機構にある意味で絶対的な権威を与えたことである。憲法前文の 11 では以下のように記載されている。

エジプトの思想・文化的な先駆性は、その無形の力の具現である。それは、芸術家や思想家、大学、科学・言語学士院、調査研究所、報道界や技芸、文学やマスメディア、国民的性格を持つ教会と高貴なるアズハルに与えられた自由の賜物である。アズハルは歴史の長きにわたり、永遠たるアラビア語と高貴なるイスラームの法を護持し、啓蒙された穏健な思想を伝える灯台として、この国の本質を護ってきた。

また、第1部第1章第4条では以下のように記載されている。

高貴なるアズハルは、独立した包括的なイスラーム機関である。他のどの機関に干渉されることなく、これに関わるすべての事柄を執り行う。アズハルは、エジプトと世界におけるイスラームの布教、宗教諸学、アラビア語の普及を監督する。イスラームの法に関係する事柄については、高貴なるアズハル内部に設置された指導的な宗教者からなる機関に諮問する。

国家は、アズハルがその目的を実現するために必要な財政的基盤を提供する。アズハル総長は、独立した権限を持ち、辞任させられることはない。その選出については、法律が指導的宗教者の機関の成員からの選出規定を定める。

この中には「国民的性格をもつ教会と高貴なるアズハル」としてキリスト教会¹¹も取り上げられているが、それはエジプトで歴史的正当性を主張できるコプト正教会を指しており、いわば形ばかりの言及である。中心となるのはまさにアズハルの地位である。憲法前文の「アズハルは歴史の長きにわたり、永遠たるアラビア語と高貴なるイスラームの法を護持し、啓蒙された穏健な思想を伝える灯台として、この国の本質を護ってきた」と、第1部第1章第4条の「高貴なるアズハルは、独立した包括的なイスラーム機関である。他のどの機関に干渉されることなく、これに関わるすべての事柄を執り行う」の二文はエジプトにおけるアズハルの役割の再評価を促すものであり、アズハルの決定の不可侵を認めるものでもある。

西暦970年にカイロに建設されたアズハル・モスクは当初はシーア派イスマール派の学院として出発したが、1169年に始まるアイユーブ朝時代以降はスンナ派の教育機関として発展し、イスラーム法の専門家ウラマーを養成するイスラーム世界で最大の宗教教育機関として、また世界最古の大学といわれ、強大な権威を誇ってきた¹²。アズハルが発する宗教法についてのファトワー（宗教的見解）はエジプトのみならず、世界のムスリムに大きな影響をあたえるものであった。しかし、19世紀末から近代化改革が行われるとともにイスラーム法に代わる近代的市民法の採用や近代的教育の拡大により、アズハルの宗教法的な影響力は低下し、さらに1952年のナーセルによるエジプト革命の後、西洋的な近代化を推し進める政府によるアズハルへの支配が強化されたが、信者にとって、その優位性は衰えることはなかった。アズハル機構はその後もアズハル総長の下にウラマーの教育改善や地位確立にも努力し、現在でもスンナ派最高の地位と権威を認められている。

しかし、これまでのアズハルの見解は最大限、尊敬されたとしても、国民に対して法的な拘束力を持つものではなかった。エジプトでは、権威あるムフティーとしては、アズハル総長のほかに、第2位に位置するムフティーとして大統領が指名する大ムフティー（国家ムフティーとも呼ばれる）が宗務裁定庁の長官として任命されていたこともある。本来、イスラーム社会では、ウラマーになるにもムフティーとしてファトワーを発出するにも、国家や政府による任命も指名も必要ではなく、所属集団によって認められさえすれば、一般のイスラーム法学の専門家もムフティーを名乗ってファトワーを出すことができた。元来、ファトワーには法的拘束力はなく、当

然のことながら、国民にはアズハルの決定に従う法的な義務はなかったのである。

民衆蜂起後に民主的総選挙と憲法信任選挙を経て制定された新憲法においては、前述の引用のように、憲法前文と第1部第1章第4条において、特別にアズハルの権威が認められたのである。憲法において、アズハルが発出するあらゆる見解や決定が「他のどの機関に干渉されることなく、これに関わるすべての事柄を執り行う」と認定されたのであれば、アズハル以外の宗教的権威がこれに反対する見解を公式に述べることは許されないことになる。つまり、憲法がアズハルの絶対性を認定したのである。このことは、ムスリムはいうまでもなく、エジプト国民の全てが、今後、アズハル総長の見解や決定に従う義務が生じることになる。

もともとムバーラク時代の憲法でも、新憲法の第1部第1章第2条とまったく同じ文章である「イスラームはこれを国教とし、アラビア語はこれを公用語とする。イスラームの法の諸原則は、立法の主要な法源である」が書かれていた。イスラームを国教とする国家が宗教の戒律であるイスラーム法を社会の基盤とすることは当然のことである。

しかし、ここで問題となるのは、イスラーム法の解釈の自由度であろう。民衆蜂起後のイスラーム回帰現象の定着ぶりやイスラーム社会の混乱の大きさに鑑みると、一般信者が一定の解釈や見解・決定に従うことが不可能に近いということが理解できる。ナーセル時代から計算すると約55年間も続いた強権体制が一挙にして覆り、政治や社会の運営が、それまで表舞台に立った経験のない人々の手に委譲されたために、新政権が、革命の担い手となった人びとの切実な要求や期待を裏切り続けている現状では、あらゆる方面から実に多種多様な意見や提案が出されている。それらを排除して、アズハルの決定だけに従うように命令することは、深刻な現状を解決することにつながらない。イスラーム法に関する異論や反論を排除して、新政府に心地よい意見や決定だけを採用するのであれば、ふたたび暴動が激化することは目に見えている。新憲法は既存の憲法を参考にして作成されたといわれる通り、イスラームとイスラーム法シャリーアを国家の基盤とすることは以前の憲法と変わらないが、アズハルの独立と不可侵を強調し、アズハルの決定に絶対性を与える条項が盛り込まれたことは、将来的に議論を呼ぶことになりそうである。

前述のように、ユダヤ教徒とキリスト教徒、いわゆる「啓典の民」については信教の自由とそれぞれの宗教法への遵守を認定したが、期待されていた男女平等はあいまいな表現に訂正されたという。新憲法はイスラーム主義的な内容であるものの、イスラーム強硬派には不満が、世俗主義的なグループには不安が残るものとなった。

イスラーム教徒が90%近くを占めるイスラーム国であるかぎり、イスラームの教義や戒律が、個人的な領域だけでなく、政治にも経済にも、尊重され順守されることは不思議なことではない。しかしエジプトでは、アズハルの決定を不可侵とすることによって、宗教的に自由な議論や研究が封じられる危険性がさらに大きくなっていくことが憂慮される。

4. リビアの宗教復興

ここで視線を隣国のリビアの宗教復興現象に移してみる。リビアの最高指導者カッザーフィー（ムアンマル・アル＝カッザーフィー）大佐は特異な政治的理想を原理として欧米列強を敵視する政策を掲げて42年間にわたってリビアを支配してきた独裁者である¹³。そのために反体制派は、人権擁護や中東の民主化の観点から、国際世論の支持を早くから取り付けることに成功していた。

反体制運動の初期から、チュニジアとエジプトの事例をもとに想定すると、カッザーフィーの政権が崩壊するのも時間の問題だと見られていた。さらに、チュニジアやエジプトと同様に騒乱の早い時期から、リビア国軍の中には反体制派に与する将軍や部隊が多く、早くも 2011 年 3 月 5 日には離反した元閣僚や有識者たちによって「暫定国民評議会」がベンガジに設置され、リビアを代表する正当な組織であると宣言された。これを欧米だけでなく、中東諸国までが認めるに至って、カッザーフィー政権の維持は難しい状態になってきた。

しかし、政権側は以前から国軍のほかに、豊富な資金によって十分な装備を与えられた傭兵を、アフリカ各地から雇用していた。金で雇われた彼らは、武器を持たない一般市民に対して容赦ない攻撃を加えるという事態が生じた。そのために、カッザーフィー政権は外国人傭兵を使って自国民の殺戮を開始し、数千人ともいわれる多くの市民が犠牲になったと伝えられる。

このような事態を、人道的見地から座視することはできないとして、フランス・イギリスを中心に、国連安全保障理事会による飛行禁止区域の設定と対リビア制裁強化の決議が採択され、NATO によるリビア空軍の施設や軍事基地や戦車などの破壊を目的とした空爆が開始された。それから 7 カ月が過ぎて、ようやく最後の砦、シルトが陥落し、カッザーフィーも殺害されたのである。

リビアを 42 年にわたって支配した特異な独裁者、カッザーフィーは、8 カ月におよぶ内戦を経て、2011 年 10 月 20 日、「撃たないでくれ」という言葉を最後に殺害され、5 日後の 25 日に「誰にも知られないように」リビア砂漠の奥地に埋葬された。BBC やアル=ジャジーラなどの報道によれば、シルト地方に住む親族と暫定政府の要人たちの立ち合いのもとで、彼の四男や、最後まで行動を共にした側近らの遺体とともに、イスラームの儀礼に則って葬られたと伝えられる。イスラーム法によると一般には、人の死後、できるだけ素早く、24 時間以内の埋葬が奨励されているが、DNA 鑑定など、本人確認に時間がかかったとしても、死去から 5 日後の埋葬というのは、イスラーム法に拘泥しないことが多かったカッザーフィーらしいといえるかもしれない。

日本の新聞は、墜ちた独裁者カッザーフィーの埋葬は簡素な儀式で執り行われた、と報じたが、イスラームの葬送儀礼は本来、簡素なものである¹⁴。おそらく世界の宗教の中で、もっとも簡素な葬送儀礼であろうと思われる。また、すぐに砂で覆われて、誰の墓かわからなくなる、という埋葬方法は、カッザーフィーの墓が信奉者にとって聖地となることを恐れたために採用されたとも報じられるが、このような埋葬方法はサウジアラビアなどでは王族にも適用されている。イスラームの葬送儀礼では、珍しいことでも特別なことでもない。

リビアは天然ガスや良質な石油などの豊かな天然資源によって、周辺の国々と比較すれば、国民の基本的な生活は、政府によってかなり保護されていた。一人あたりの GDP は 2010 年で 12,062 ドルであり、エジプトの 2,771 ドル、チュニジアの 4,160 ドルと比較してもその差は歴然としている。アフリカでは最も豊かな国の一つである。

医療、教育、基本的な食糧支援なども、質さえ問わなければ十分に行き渡っていた。40%ともいわれる若者の失業率の高さも、ほとんどの単純労働をアフリカからやってくる労働者に委ねたり、熟練労働や専門的な職業を近隣の中東諸国からの出稼ぎ者に請け負わせたりした結果でもある。特に高学歴のリビアの若者の多くは、アフリカや近隣のアラブ諸国からの出稼ぎ労働者の上

に位置する仕事でなければ、就業しようとしなかったのが実態であった。失業中であっても、リビアの青年は生活苦を背負っていたわけではなかった。ここにカッザーフィー政権が世界を敵に回しながらも8カ月も持ちこたえた要因がある。

カッザーフィーの死をうけて、同年10月23日にリビア全土の解放を宣言した暫定国民評議会（移行政権）は、この後のリビアの再建についてイスラーム法シャリーアを法制度の基本とするとして発表し、その一例として4人までの妻帯を許可し、また預貯金に利子をつけることを禁止するとした。42年にわたるカッザーフィーの政治理念とは隔絶するかのような発表に、欧米では宗教の厳格化と過激派イスラーム集団の勢力拡大を懸念する声も上がった。

2011年1月14日のチュニジアのいわゆるジャスミン革命の成功から、リビアのカッザーフィーの死亡まで、9カ月あまり続いたアラブの「民主化ドミノ」では、反政府運動の主体は若者を中心とした一般市民であり、アル=カーイダなどに代表される過激派イスラーム集団の参加は見られなかったといわれる。新聞などでは、どこにも宗教色のない革命といった表現も用いられていた。しかし、それは短絡的な判断でしかない。そもそも「宗教色」とは何を指すのだろうか。これまでは反政府運動の前面にでていた過激派や戦闘的な集団が先頭にたつことがなかった今回の社会変革は、宗教とは無縁の環境下で実施されたのであろうか。私は民衆蜂起の当初から宗教勢力の台頭を予測していたが、実際に彼らの勢いは、私の予想を上回るものとなっている。

5. 神秘主義教団の伝統

リビアの宗教的伝統を検討するためには、あまり知られていないこの地の歴史的背景をたどる必要がある¹⁵。今回のリビアの反政府運動が、首都のトリポリからではなく、東部地域の都市ベンガジから開始されたことから、リビアの歴史的特徴がうかがえる。

リビアの地理的な区分は、大きく分けて西部のトリポリタニア、中南部のフェッザーン、東部のキレナイカに分けられる。1951年に連邦制の王国として独立したのも、この地理的区分のそれぞれの自治制を認めて連邦制としたものであった。紀元前2000年ころから現在のレバノンやシリアからフェニキア人が入植してトリポリを中心として港湾都市を建設し交易事業で繁栄して以来、フェニキア人の末裔という伝統は、現在でもリビア国内のあちこちに生きている。

フェッザーンを中心とする内陸部の砂漠地帯では先史時代から近年まで、遊牧や半遊牧の原住民が自由に移動しつつ暮らしていた。しかし、ローマ帝国やオスマン帝国、イタリアなどの外国勢力は、古代から近代にいたるまで、これらの内陸部の遊牧の商人たちを懐柔することによって、中央アフリカから地中海へと続く隊商路を確保していた。特にローマ帝国はアフリカの物産の集積地としてフェッザーンの隊商路を重要視したために、この地域にもローマの文化が及んでいた。

7世紀にイスラーム教徒のアラブ軍がアラビア半島から北アフリカに侵攻してきてからは内陸部にもイスラームが浸透したが、周辺で興亡を繰り返したイスラーム政権はリビアに政治の中心を置かなかった。当時、リビアの地中海沿岸は海賊が横行する地域となっており、1551年にリビアを征服したオスマン帝国も、海賊の支配を黙認していた。

リビアで独立した王朝が成立したのは、1711年になってからであり、トルコ軍人とリビア人女性の間に生まれたアフマド・カラマンリーが興したカラマンリー王朝が初めてのリビア人王朝で

あるといわれる。王朝は 124 年続いたが、1835 年にふたたびオスマン帝国に占領され、トリポリは軍事基地に改変されてしまった。

カラマンリー朝がオスマン帝国に滅ぼされてから 10 年後、リビアではオスマン帝国の支配に対する抵抗運動が広がってきた。この抵抗運動は、ムハンマド・アリー・アル＝サヌーシー（1787?～1895）が創始したイスラーム神秘主義教団のサヌーシー教団に率いられた反乱軍によって、リビア東部のキレナイカ地方と西南部のフェッザーン一帯に展開された。この抵抗運動にはイタリアが介入したために、オスマン帝国は 1912 年のローザンヌ条約で、リビアをイタリアに譲渡したが、イタリアの占領政策はオスマン帝国の支配とは比較にならないほど過酷なものであった。特にサヌーシー教団の指導者ウマル・アル＝ムフタル（1858～1931）に率いられたキレナイカ地方の人々の抵抗運動に対する弾圧は残虐なものであり、30 年間にわたるリビア支配下で、全リビア人の 4 分の 1 が死亡したと伝えられるほどであった。

対イタリア抵抗運動の闘士、「砂漠のライオン」と呼ばれたウマル・アル＝ムフタルはカッザーフィーが最も尊敬する勇士であるといわれ、革命後の新政府が新札を発行する余裕がないままに、今もリビアで流通する旧 10 ディナール紙幣にその姿が印刷されている。彼の出身地キレナイカ地方、とくにその中でも中心都市のベンガジはリビア王国時代の首都でもあり、伝統的に反権力意識が強い地域だといわれており、歴史的にみてリビアでの反政府暴動はベンガジから起こるという傾向がある。

2011 年 2 月に勃発した反カッザーフィー運動が、ベンガジから起こり、たちまちキレナイカ地方一帯に広まっていったことは、リビアの近代史からみれば、当然のことであった。反政府運動に参加する若者たちは、かつての首都の誇りを取り戻すべく、イドリース国王の写真や旧王国時代の国旗を掲げたりして氣勢を上げたのである。

6. カッザーフィー政権崩壊の経緯¹⁶

2011 年 1 月 14 日にベン・アリー大統領が国外へ逃亡したチュニジアも、2 月 11 日にムバーラク大統領が辞任を発表したエジプトも、市民の反政府運動が開始されてからそれぞれ 9 日後と 18 日後に政権が崩壊している。しかし、この両国も、その後の新政府の樹立と政治的安定には予想外の時間がかかっている。リビアでは、2 月 15 日にベンガジで数百人規模の反政府運動が開始され、20 日には反体制派がベンガジを制圧し、シルト湾沿岸の都市ミスラータとトリポリの西側の小都市ザーウィヤまでも制圧したと伝えられた。早くも 3 月 5 日にはベンガジで移行（暫定）リビア国民評議会が発足し、アブドゥル・ジャリール前司法担当書記（法務大臣相当）が議長に就き、リビア国民を代表する唯一の機関として、3 月 8 日には EU を訪問するなどの外交活動を活発化させてきた。しかし、その後も、カッザーフィー側は強気の発言を繰り返し、傭兵を投入して反政府運動を弾圧し続けていた。

3 月 17 日には国連安保理による「対リビア飛行禁止区域設定と制裁強化措置」が決議され、即時停戦と市民に対する暴力と攻撃の停止が要求されるなど、EU 諸国や NATO 加盟国だけでなく、近隣の中東諸国からも、カッザーフィー一族の資産凍結、経済制裁措置、停戦の要求と、リビア国民評議会の承認などが続いていたが、反政府運動勃発から 8 カ月をへて、10 月 20 日にカッザーフィーが殺害され、ようやく激しい内戦が一応の終結をみた。

カッザーフィー体制崩壊後のリビアが、新しく民主主義国家として生まれ変わるために、リビア国内の「部族」の動向が問題視されることがある。たしかに、カッザーフィー自身もカッザードファと呼ばれる部族に属し、シルトの南方約 40 キロメートルの砂漠の遊牧民のテントで生まれている。リビアの遊牧民は、部族社会同士の抗争を繰り返してきた、というより、比較的自由に砂漠を移動して生計を立てていたと思われる。キレナイカを中心にフェッザーンにも勢力を伸ばした、神秘主義教団サヌーシー教団の精神的指導の伝統は、今でもリビア人気質に大きな影響を与えている。サヌーシー教団の活動によって、リビアの人々は、個々の部族の利害関係によって対立するのではなく、遊牧民の伝統と文化を守りつつ、自立した共存社会を形成してきたからである。

しかし、現在のリビアでは、世界最高品質の石油や天然ガスなどの豊富な天然資源による利益配分を目論んで、国内に出回った大量の武器を手に抗争事件を繰り返す前政権の残党や部族集団の存在も伝えられる。どの国・地域においても、治安が回復しないもっとも大きな要因は経済的な不公正感と不平等感によるものであり、実態としては、イスラーム主義集団同士の宗教的な対立ではないことが多い¹⁷。

7. リビアの宗教復興

前述のように、リビアでは、カッザーフィーの死をうけて、10月23日にリビア全土の解放を宣言した暫定国民評議会は、この後のリビアの再建についてイスラーム法シャリーアを法制度の基本とすると発表した。欧米では宗教の厳格化と過激派イスラーム集団の勢力拡大を懸念する声も上がっている。しかし、イスラームを国教とする国であれば、イスラーム法を第一の基本として国家の法律を制定することは、特別なことではない。しかも、リビアでは、前述の神秘主義教団サヌーシー教団の精神的指導の伝統が、今でもリビア人気質に大きな影響を与えていることも忘れてはならない点である。

リビアでは、民衆蜂起の実態が、両隣の二国と決定的に異なる点は、国民の多くが、蜂起の時点でもなお、カッザーフィーの支持者であり、カッザーフィー政権が国際社会から完全に包囲された挙句に NATO 軍を中心とする多国籍軍の攻撃によって崩壊しなければ、ベンガジの反対派だけでは革命は成功しなかったという事実である。これによって、今後のリビアの政権が、欧米による石油や天然ガスの利権に左右される危うさが、すでに指摘されている。2012年7月7日にリビアの歴史上、初めてとなる国民会議選挙が実施され、60%を超える投票率となった。7月17日の発表では、政党別の議席獲得数は、リベラル派の国民勢力連合が 39 議席（80 議席中、48.8%）、イスラーム系の公正建設党が 17 議席（21.3%）となった。イスラーム勢力の議席数はいまだ多くはないが、それは次項で述べるように、彼らが国外に亡命して反政府活動を行わざるをえなかったからでもある。独裁政権下にありながら社会運動や慈善活動を通して国民に寄り添ってきたエジプトのムスリム同胞団との相違点は、ここにある。

リビアでは、国民議会選挙の後、憲法起草委員会の設置、憲法草案の作成、憲法承認の国民投票、新憲法に則って総選挙の実施、立法議会招集、新内閣の成立と、長い道のりが待っている。しかも、新政府樹立へ向かう工程表の日程は大幅に延期されているのが実情である。この間、リビアの人々は、古い体制と新しい制度のはざままで生じる混乱と、時折、発生するカッザーフィー

残党などによる武力衝突に翻弄されながらも、逞しく将来を期待して暮らしているようである。最近では、リビアに関する国際ニュースが少なくなっているが、リビア国内では歴史的な変化が起こりつつある。リビアが「普通の国」として落ち着くにはまだまだ時間がかかると思われるが、今後、急速に浮上してくるリビアの宗教回帰から目を離すことはできない。

8. 宗教回帰と民主化

アラブの「民主化ドミノ」では、反政府運動について当初、新聞などでは、どこにも宗教色のない革命といった表現も用いられていた。高名なフランスの人口統計学者の E. トッドが「アラブ革命には神は関係ない」と言うとおりでだと思われていた¹⁸。しかし、「宗教色」とは何を指すのだろうか。これまでは反政府運動の前面にでていた過激派や戦闘的な集団が先頭にたつことがなかった今回の社会変革は、宗教とは無縁の環境下で実施されたのであろうか。

我が国では「宗教」という言葉には、脱社会的な意味がついて回る。ほとんどの人々は、宗教は社会的な思想でも運動でもなく、個人的、あるいは家族的な領域で私的に実施される思想や行動であるとみなすことが多い。さらに言えば、今日では宗教が社会の表舞台に躍り出ることに対しては、不安感をもって否定的に受け止められることが多い。戦前の国家神道政策の失敗や、本来は出家思想が中核である仏教文化の影響によって、日本では、宗教を表に出して社会の運営や政治の動向が語られることは、ほとんどない。

そのため、イスラーム教徒による政治的スローガンや、宗教の名のものと軍事行動、特に自爆テロなどに対しては、日本では、狂信的な信者の盲目的な行動か、あるいは、イスラームとはそもそも、そのような残酷な行動を奨励する宗教思想なのかと疑う人も少なくない。我が国でもオウム真理教によるさまざまな犯罪事件が起きたことも、「宗教」に対する一層の恐怖心が増幅されることになったからである。

しかし、宗教は人間の手によって実施される営為であり、精神世界に意識を集中させる教義をもった宗教であっても、社会と完全に断絶したなら現実に展開することはできない。すべての宗教は、本質的に社会性を帯びているのである。とくに、イスラームは本来、精神生活と日常生活のすべてを対象とする包括的な宗教であり、政教一致こそが理想である。しかし、この理想は正しく理解されていないどころか、イスラームの後進性をあげつらう際によく用いられる表現である。イスラームの「政教一致」は宗教的な理想が現実社会においても実施されるべきであるという意味であり、歴史上、一度も実現されたことはない。西洋近代社会の基盤となった「政教分離」は「教会権力と国家権力との分離」を意味していたが、そういう意味では、イスラーム社会でも当初から政教分離が実施されてきた。

したがって、政教分離を謳うキリスト教でも、世俗社会とのかかわりを絶つことを教義とする仏教でさえも、社会が宗教の教えに則って運営されるということは重要な理想である。宗教の教えと規律が個人の精神生活と日常生活だけでなく、社会や国家の統合理念として政治の在り方にまで影響を及ぼすことは、イスラームだけの現象ではない。そこで、宗教と社会の相互関係を理解したうえで、民衆蜂起後のイスラーム回帰を考えることが重要となってくる。

チュニジア、エジプト、リビアで、政権交代後に一斉にイスラーム系の政治団体が台頭してきたことは、ある意味、当然のことである。これらの国々は住民の 90%近くがイスラーム教徒で占

められる、いわゆるイスラーム国である。イスラーム国でありながら、独立以降、これまでは宗教政党を結成することも、宗教的な政治運動を行うことも禁止されてきた。しかしエジプトでは、ムスリム同胞団を中心とするメンバーたちは弾圧を受けながらも慈善活動や地下組織を通じて、ひそかに勢力を温存してきた。独裁的な長期政権のもとで、一般庶民も息を殺しながらムスリム同胞団の慈善活動に助けられ、メンバーたちを支援し続けてきたのである。

リビアでは国外追放されたムスリム同胞団の政治家たちが欧米に移って連帯を維持し、帰国の時を待っていた。私は2005年8月に、ムスリム同胞団のスライマーン・アブドゥル・カーデル党首がアル＝ジャジラの討論番組に出演して、リビアで投獄されている政治犯の解放と基本的人権や言論の自由を、激しい口調で要求しているのを見たことがある。彼らは政権交代後の今年3月に「公正建設党」を設立したが、これまでリビア国内では実際に活動することが不可能であったために、7月に実施された国民会議選挙では政党に割り当てられた80議席のうちわずかに17議席を確保したに過ぎない。いずれにしても、他の2国と同様に、公正建設党の今後の活動が注目されることには変わりはない。

さらに、イスラームと民主主義は相いれないという議論についても再検討する必要がある。現在のイスラーム諸国でも、トルコやイランなど、優れた民主主義体制を敷いている国は少なくなっている。キリスト教文化を背景とする西洋型の民主主義だけが民主主義ではない。アジアやアフリカでも、それぞれの国や地域にふさわしい民主主義が施行されるべきであると考えられるなら、イスラーム社会の民主化も不可能ではないはずである。イスラームは草創期から衆議制度（シューラー）を認めており、国民の合意のもとに政治を行なうという民主主義的な理想をもっている。しかも、現在の長期独裁政権に反対する中東諸国のイスラーム政党は、これまでも民主主義的政治を求めて闘っており、民主的社会的建設を希求してきたのである。

今後、リビアも含めて、北アフリカの国々が変革の主体となった若者の支持を取り付けて新しい政府を発足させ、新たな国家の建設を成功させるためには、乗り越えなければならない難問が山積している。そういう意味では、「アラブの春」などと諸手を挙げて歓喜に浸る余裕はない。北アフリカの民衆蜂起が欧米を中心とする国際社会が望むような安易な民主化ドミノでも脱宗教化でもないことが明らかになった今、民主化運動が向かう先は、自由と人権が守られる市民社会の実現であり、日常的な宗教生活の安定であろう。そのことを忘れるなら、今後の運動の方向性によっては、アラブに再び嵐が吹くことが懸念される。

2011年11月中旬にチュニスおよび地方都市を訪れた私は、国内あちこちにフランス語とアラビア語で「自由はいつまで続くのか」¹⁹という標語を見つけた。民衆蜂起によって成功した政権交代劇の今後について不安感を抱く人々が多いことが実感できる標語である。しかも、街路の光景から、できるだけアラビア語を使用しようとするアラブ化と、女性のベール姿が急増したことに象徴されるイスラーム回帰とが、急速に進んでいることが覗える。エジプトでは、イスラーム社会との共存に努力してきたコプト教会の教皇シュヌーダ3世が3月17日に死亡した。ムルシー大統領を支える自由公正党の宗教融和政策がうまく行くかどうか、難しい時期にきている。

北アフリカから中東全域に広がりつつある「民主化ドミノ」は、決して脱宗教化ではなく、むしろ宗教回帰となった。イスラーム国であるかぎり、穏健派から懐古主義、宗教的強硬派まで、さまざまな形で「神は関わっている」のである。革命を担った若者たちの期待を担うのは、どの

形の宗教集団なのか、彼らの今後に注目する必要がある。

9. 生きられる宗教の「学」とはなにか

「宗教学とはなにか」という重いテーマは多くの学者によってさまざまに定義されてきた。しかし、イスラームやイスラーム社会で学ばれている宗教学は、これまで取り上げられたどの「宗教学」の定義にも合わないよう思われる。島藪進も「イスラーム圏の諸国では、現在も大学に宗教学の講座が設けられている例は多くない」²⁰と述べているが、「宗教学」講座の実態はイスラーム学講座である場合が多い。自己の宗教についての客観的研究、他宗教との対比、実態調査資料の分析、などといった研究手法が自由に使用できる保証はどこにもない。それらを分析して学術的な判断を公表することは、まさに命がけの挑戦となる可能性がある²¹。同時に、このような宗教社会を外側から研究するイスラーム研究者にも、これまでの研究方法を改める必要がでてきている。

エジプトでは、憲法にアズハルの至上主義が書かれていない時代であっても、宗教的保守派によって、いくつものイスラーム法廷への「ヒスバ訴訟」が起こされてきた²²。ヒスバとは善を勧め悪を懲らしめる、というイスラーム法の原則に基づき、イスラーム法規範が正しく遵守されていないとみなされた際に、裁判所へ訴えられることであり、そのために訴えられた者は職を失ったり、ひどい場合には暗殺されたりすることもある。

前述のように、エジプトの新憲法において、信教の自由は保障されたものの、信仰してもよい宗教として認められたものは啓典の民の宗教であるユダヤ教とキリスト教のみである。「啓典の民」以外の宗教については憲法には言及がなく、「その他」でしかない。従って大学で「その他の宗教」を研究することが認められる可能性は低い。卑近な例であるが、カイロ大学文学部日本語・日本文学科は40年の歴史をもつが、そこで仏教や神道といった代表的な日本の宗教でさえも教えられることは、現在の時点までない。また、それぞれの宗教に関する特定の教育は、学校の児童生徒の信者を対象としたものがほとんどである。

このような社会では、社会の問題が宗教の問題に転嫁される。現実的に政治的権力を確保した勢力は、信徒によって、彼が「神によって選ばれたと認められれば、政権の座に就くことができる」が、信徒は「神が彼を見放した」と判断すれば、政権の転覆が生じるとされる。言い換えれば、偶因論的世界観²³が現実の政治動向の判断にまで適応されることがある。

そういう意味では、イスラーム社会におけるムスリムによる宗教研究は、イスラームの優位性を検討する護教的な神学研究か、信者の日常生活に必要なイスラーム法についての法学研究かに絞られる。中田考がイスラーム学はムスリムにしかできない、という所以でもある²⁴。他宗教との比較研究では、つねにイスラームの優位性を証明することが必然的であり、歴史的研究においては規定の事実に基づきながらも偶因論的な解釈が要求され、現今の世界的諸問題については、一定の権威に従うことが要求される。

前述のように、イスラームにとって兄弟宗教であるユダヤ教やキリスト教についても、クルアーンやハディースに則ってイスラームの視点からみる研究は認められている。しかし、ムスリムでありながらキリスト教思想や仏教思想を専門とする研究者に、私は出会ったことはない。エジプトが近代化を目指してアラブ民族主義を掲げていた時代に研究者となったエジプト人研究

者の中には、社会主義を学ぶ過程で西洋哲学思想を専門に研究したり（たとえばハサン・ハナフィー）、古代ギリシアの哲学思想を専門としたりする研究者（たとえばアーティフ・イラーキー）などにも出会ってきたが、他の宗教を客観的に研究する専門家はまれであった。

民主主義を希求する民衆蜂起後の社会において、急激に進む宗教復興の結果として、ますます権威主義的傾向が強まっているところでは、専門家といえども、特定の権威を持たなければ、おおよかに発言することが難しくなってくる。信仰するだけでは十分ではなく、人生をかけてイスラームを生きる人びとにとって、「宗教を生きるということ」が何を意味するのか、イスラームの研究者にとっては、信仰される宗教だけではなく、生きられる宗教を研究する枠組みと訓練が、新たに必要となってくるであろう。

10. イスラームを生きるということ

新憲法は以下のように言論の自由をも謳っている。

第1部第2章第45条

思想と言論の自由は、保障される。

すべての人間には、口頭、文書、画像、またその他の出版や表現手段によって、自らの意見を表明する権利がある。

しかし、その直前の条項には以下の文面がまるで重石のように記載されている。

第1部第2章第44条

すべての使徒と預言者に対する誹謗と中傷は、これを禁止する。

思想や言論や表現の自由は保障されるが、アブラハム、ノア、モーセ、イエスやムハンマドを誹謗中傷することは禁止される。これは個々の事例に即して、誹謗中傷のレベルがどれほどのものかは、アズハル総長や裁判所などが公式な判断をすることになるのであろう。カイロ・アメリカ大学のターレク・ハーテム教授は、このような傾向について「イスラームには多くの解釈がある。その時代の時流に合わせて解釈が変化する。しかし、ある解釈が『宗教の名において』として決定されると、特定の解釈に権威づけがなされる。それが問題である」と危惧している。

さらに新憲法では最高憲法裁判所の人事権を通じて司法権にまで大統領の権限が及ぶ構造が埋め込まれている。憲法承認選挙にはイスラームに熱心な若い人たちも棄権した人が多い。彼らはシャリーアの採用には賛成であるが、憲法における大統領の権限強化を危惧しており、敢えて棄権したように見える。

カイロ大学のハリール・ダルウィーシュ教授は「ムルスィー大統領の背後には多くの人や団体が控えていて、利益集団化している。彼一人の判断では政治を執行できない。そのためには、国民が一致団結して協調路線をとるべきである」というが、どのように一致団結して協調路線をとることができるかは、説明できない。

2012年12月のエジプト出張時に見聞きしたことは、ますます拡大する貧富の差である。観光

タクシーの運転手の月給が 300 エジプト・ポンド (4500 円) でしかないが、これは数年前の半額である。物価が高騰する中で、若い人の給与は減ってきている。しかし、いっぽうで高級レストランでは 1 回の簡単な夕食が一人 200 ポンド (3000 円) 以上もする。外国人の家庭にはフィリピンやタイなどのアジアからの出稼ぎ女性が働いているが、経済的に余裕のあるエジプト人の一般家庭でも家政婦や運転手を雇用している。若い人の失業率が高い現状では、家政婦などを雇うことはある意味で失業対策にはなるものの、貧富の差はますます拡大する。仕事がない若者が急増するなかで、インド人やフィリピン人などの出稼ぎ外国人の増加も問題になっていた。

大都市では、革命に伴う騒動は、国内唯一の基幹産業ともいえる観光業への大きな打撃となっており、アレキサンドリアの 5 つ星ホテルに、クリスマス・イブでさえも宿泊客が 2, 3 組しかない。それでも欧米からの観光客は戻りつつあるが、日本人の観光客は戻らない。普段なら観光客であふれるカイロの旧市街のバザール (ハーンハリリーなど) でも、表通りには多少の人影があっても、伝統的な細工店が並ぶ裏道では買い物客の姿は見えない。

ホテル、レストラン、街道沿いの茶店、土産物店には人影がほとんどないが、ファストフード、菓子屋、繁華街の茶店などには現地の人があふれているのを見ると、人びとの息吹が聞こえるようで、安堵する。革命後は街路の清掃に手が回らないのか、かつての高級住宅街はゴミだらけとなってわびしく、昔からあった古いグロサリーが廃業して、新しく輸入品を売る食品店や、洋服店、靴屋に替わっているが、古い貴金属店はそのまま営業している。つまり、老舗の高価な品物を売る商店はまだ営業を続けているということは、裕福な人々を対象とする商店は生き残っていることになる。

いっぽうで物乞いの多さに驚くとともに、危険を顧みずに車道に出て壊れかけたライターやボールペン、パンなどの少額のものを守る老人の姿もみかける。革命前は物売りの子供 (ストリートチルドレン) が多かったが、今回は老人の姿を多く見たのはなぜだろうか。

イスラーム回帰が急進展する土地らしく、ベール姿の女性は多くなったが、それでも女性が一人で混雑する町を歩くことができる。渋滞する車の間を縫うように、堂々と歩くベール姿の女性を何度もみかけた。書店、キオスクなどには宗教を説くブックレットが目につくが、これは今に始まったことではない。

リビアやチュニジアと異なって、エジプトでは貧富の差がきわめて大きい。マニラ郊外ほどひどくはないが、都市周辺のスラムのような地域に暮らす人々がいる一方で、次々と砂漠地帯に蛸足のように伸びるコンパウンド型の高級住宅街がいくつも建設され、そこには欧米の大型スーパーマーケットが出店をし、海外の高級品を売る巨大モールが建設されていた。ここでは神の前に平等を説くイスラームを生きながらも、極度の貧富の差が人間の平等意識を疲弊させている。しかも極端な貧富の差があるために、宗教法に違反する犯罪が少なくない。人々はエジプト社会の「インド化」を恐れているという。生まれながらの階級存在を認めないイスラームにおいても、「富」の多少によって一種の「人種差別」が生じているからである。前政権において権力の腐敗や莫大な額の不正蓄財が指摘されたが、同様の傾向は現政権にも危惧されている。このような社会では「政治権力」は「富」と結びつきやすいからである。

この傾向はコプト正教徒も同様である。新開地の高級住宅街のあるコンパウンドの中の美しいビラに移住したコプト教徒の一家は、近くの教会に参列することを嫌っていた。その地域は元来、

コプト教徒が多く住む地域ではあるが、貧困層の住居地であり、教会には貧しい姿の人々が熱心に参列するからである。その一家は、引越しを終えて、初めて教会に参列した際の驚愕を、いまだに恐怖が冷めやらぬ顔つきで語った。彼らはその地に住みながらも、その地名を口にすることさえ、憚っている。

宗教は少数の富める者たちのためにはないはずであるが、多数の貧者は置き去りにされる。それでも、ここには生きるために宗教がある。イスラームのように、宗教が精神的な救済だけではなく、現実の生活を支える支柱になっている社会では、これまでの宗教の定義は通用しないように思える。社会の現実が厳しければ厳しいほど、宗教は信じるものではなく、人々が生きる生活そのものとなっているからである。ここでは「宗教」とは何かについて、もう一度考え直す必要がある。

世界が「アラブの春」と揶揄しながらも興奮して見守った歴史的な民衆蜂起後2年近くになるが、革命を経験したどの国にも、落ち込んだ経済に復興の兆しはなく、貧富の差はますます拡大している。人々は、生きていくことさえままならない困難な状況の中で、なお「生きるために」イスラームを生きている。ムスリムではない研究者にとって、生きられる宗教の「学」を学ぶことは、彼らに寄り添う眼差しをもつことから始められるかもしれない。「生きられる宗教」を研究する枠組みの構築は、これからの問題である。

※本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）「宗教概念ならびに宗教研究の普遍性と地域性の相関・相克に関する総合的研究」および同科学研究費補助金基盤研究（A）（海外学術調査）「変革期のイスラーム社会における宗教の新たな課題と役割に関する調査・研究」による研究成果の一つである。

註

- 1 本稿は北アフリカの民衆蜂起に関して、私がこれまでに発表した以下の論文を資料とし、2012年12月19日から29日までのエジプト出張の成果を加えて構成したものである。「チュニジアで何が起きているのか」『世界3』岩波書店、2011年3月1日、25-28頁、「リビア情勢を読み解く」『中東研究511号』中東調査会、2011年6月、17-23頁、「民主化ドミノと脱宗教化という幻想」『現代宗教2012』国際宗教研究所編集、秋山書店、2012年7月10日、174-190頁、「中東民衆化過程における若者たちの苦悩の原因」『人間会議2012夏』宣伝会議、2012年6月5日、90-97頁、「北アフリカの民衆蜂起と宗教回帰——リビアを中心に」『中東研究』第515号、中東調査会、2012年10月24日、18-27頁。
- 2 エジプトのコプト教徒とムスリムとの共存と対立の関係については、岩崎真紀「宗教的マイノリティからみた一月二五日革命」『現代宗教2012』224-226、232-233頁。
- 3 2013年1月4日、朝日新聞朝刊、3面「イスラーム厳格派脅威」、6面「厳格派が無法集団化」。エジプトではイスラーム穏健派が政権を掌握するなかで、サラフィー主義者と呼ばれる強硬派が台頭し、イスラーム法の厳密な実施を求めて暴徒化しつつあると報道している。リビアのベンガジでアメリカ総領事館が攻撃され、アメリカの大使を含む4人が殺害されたのも彼らの一派の仕業であり、彼らはさらに暴徒化する傾向にあるとみている。しかし、このような暴徒はごく一部の集団であり、彼らの行動は革命後の社会の混乱に乗じた不満のはけ口となっている

-
- と考えられる。
- 4 32%という投票率は非常に低いと受け止められるが、民主化革命後のエジプトでは2011年の人民議会選挙では投票率54%、2012年の第1回大統領選挙では投票率46%、しかも、政権交代後の2011年3月の憲法改正の国民投票も32%であったことを考えると、必ずしも低いとは言えない。選挙民が自由な総選挙という体制に慣れていないことと、憲法承認の選挙自体にも不慣れなのか判断がつけられなかったのかもしれない。
 - 5 新憲法第4部第1章第183条
 - 6 当時ムバーラク政権下でムスリム同胞団は非合法化されており、国会で議席を持つためには無所属で立候補する以外に方法はなかった。
 - 7 ムスリム同胞団とハサン・バンナー、およびサイド・クトゥブに関しては拙著『イスラームを学ぼう』（秋山書店、2007年）207-209頁。
 - 8 ターリク・ラマダーン (Tariq Ramadan, 1962-) の共存に関する思想については、*Western Muslims and the Future of Islam* (Oxford, 2004) に詳しい。拙稿「イスラームの理性主義と他者との共存」(『ユダヤ教・キリスト教・イスラームは共存できるか』森孝一編、明石書店、2008年) 181-183頁。
 - 9 エジプト新憲法の日本語訳は *Asahi* 中東マガジンに掲載された竹村和朗氏（東京大学大学院）の日本語訳を採用させて頂いた (<http://astand.asahi.com/magazine/middleeast/>)。アラビア語原文は <http://www.almasryalyoum.com/node/1283056> に、英語版は <http://www.egyptindependent.com/news/egypt-s-draft-constitution-translated> で閲覧できる。版によっては条文の行のずれも見られるが、内容には変わりはない。
 - 10 イスラーム政権下の保護民政策については、[塩尻 2007]133-145頁、拙著『イスラームの人間観・世界観』（筑波大学出版会、2008年）253-258頁。
 - 11 少なくとも伝統的なキリスト教会を指しているとみられ、コプト正教会、カトリック教会、正教会（ギリシア正教会）、英国国教会などを指すと考えられ、現代になって流入した新しいプロテスタント系諸教会が含まれているかどうかは不明である。2012年12月28日付けの *The Egyptian Gazette* によると、キリスト教徒は新憲法の条項に不満を持っているが、キリスト教の信仰や儀礼の実施が公認されたことには納得していると伝えている。
 - 12 現代のアズハルは医学部や工学部を含む総合大学を併設しており、女子部もあるが、ムスリムでなければ入学できない。アズハル機構はモスクと大学を含む総合的なイスラーム教育機関となっている。
 - 13 民衆蜂起前のリビアの社会とカッターフィーの政治思想については、拙著『リビアを知るための60章』（明石書店、2006年）74-109頁。
 - 14 イスラームの葬送儀礼については、拙稿「イスラームの死生観と葬送儀礼」（『自然葬と世界の宗教』中村生雄・安田睦彦編、凱風社、2008年）58-75頁。
 - 15 リビアの前近代史に関しては[塩尻 2006]26-72頁。
 - 16 リビアの民衆蜂起の詳細については、塩尻宏「リビア革命とカダフィの挑戦」『中東研究』vol. I, 2011年度、33-42頁、vol. II, 61-72頁。
 - 17 東京国際大学国際交流研究所主催公開講演会、アメット・ナイリ（リビア外務・国際協力省国際機関局勤務、リビア専門職高等研究所・講師）「リビアの挑戦とイスラームの役割——個人的経験から」（14:00~16:00）“Challenges Facing Libya-Role of Islam-a personal experience”による。<http://www.tiu.ac.jp/org/kaken-a-islam/>
 - 18 Emmanuel Todd, *Allah n'y est pour rien!* Arretsurimages.net, 2011.
 - 19 仏語 *Libération jusqu'à quand?*: アラビア語 *Ahrār lākin ilā imta?*
 - 20 『宗教学事典』（丸善株式会社、2010年）130頁。
 - 21 この事例として、過激なイスラーム集団に厳然と対抗してきたエジプトの元最高裁判事アル＝アシュマーウィーがあげられる。彼は戦闘的集団からの暗殺の脅迫を受けながらも近代的なイスラームを目指す議論を展開している。これについては、拙稿「背教か改革か」（『宗教研究』第82巻357号、日本宗教学会、2008年）325-348頁。
 - 22 ヒスバ (*ḥisbah*) とは、本来、イスラーム社会において善を勧め悪を禁じるという宗教的義務

を指し、ムスリム集団全体で負う義務であるとも考えられる。さまざまな解釈があるが、歴史的には市場の経済活動を監視する作業に限定されてきた。近年、この義務をイスラーム社会に有害な人物や思想を排除する訴訟の理念として用いられることがあるが、ヒスバ訴訟をもっとも有名にしたのは、カイロ大学文学部のナスル・アブー・ザイド(1943-2010)の教授昇進人事に関わる業績審査から発した批判をもとに、アブー・ザイドのクルアーン解釈を批判して彼を「背教者」と断定し、1993年に大学の外側から起こされた訴訟である。

23 偶因論については〔塩尻 2008〕 96 頁、184-185 頁。

24 中田考はイスラームを真に研究できるのはイスラームの信仰を持つ者だけであるとして、「イスラーム学は、自らがアッラーフにいかにか仕えるべきか、自らが何をなすべきかについてのアッラーフの御心を知るための手段であり、それゆえにそれ自体がイスラームの一つの形態である」(『宗教学とイスラーム研究』『宗教研究』第 8 卷 341 号、日本宗教学会、2004 年、44 頁)として、非ムスリムによる研究は客観性と実証性を欠くと批判している。